

協議第 8 号

平成 1 5 年 月 日 確認

地方税の取扱いについて（その 1）

地方税の取扱いについて（その 1）別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第8号

協議会協議項目（案）

地方税の取扱いについて(その1)

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	8 地方税の取扱い	専門部会	財務部会
関係項目	個人市町村民税	分科会	市民税分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 個人市町村民税 税率と均等割額	<p>○均等割額 2,500円/年</p> <p>○均等割非課税限度額 ・単身者 31万5千円 ・扶養親族有者(控除対象配偶者含) 31万5千円×(扶養親族数+1)+21万6千円</p> <p>○所得割額税率 200万円以下 3% 700万円以下 8%-10万円 700万円超 10%-24万円</p> <p>○所得割非課税限度額 ・単身者 35万円 ・扶養親族有者 35万円×(扶養親族数+1)+36万円</p>	<p>○均等割額 2,000円/年</p> <p>○均等割非課税限度額 ・単身者 28万円 ・扶養親族有者(控除対象配偶者含) 28万円×(扶養親族数+1)+19万2千円</p> <p>○所得割額税率 200万円以下 3% 700万円以下 8%-10万円 700万円超 10%-24万円</p> <p>○所得割非課税限度額 ・単身者 35万円 ・扶養親族有者 35万円×(扶養親族数+1)+36万円</p>	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12. 地方税法に基づき調整する。(合併と同時)
-------	--------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	地方税法に基づき津市の例による。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	8 地方税の取扱い	専門部会	財務部会
関係項目	法人市町村民税、入湯税	分科会	諸税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 法人市町村民税	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割 12. 3% (資本金1億円以下) 13. 5% (上記以外) ・均等割 標準税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割 12.3% ・均等割 同左 	同左	同左	同左	同左
16 入湯税	-	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者 15 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円 	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時) 16. 久居市、一志町等の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	法人税割について、資本等の金額が一億円超えの法人には、13.5%の税率で課税する。
—	・特別徴収義務者 3 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	・特別徴収義務者 5 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	・特別徴収義務者 2 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	

津地区合併協議会 参考資料

【個人市町村民税関係】

◎個人市町村民税の均等割税額の試算 (平成14年度課税状況調数値により試算)

※「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合と、「地方税法」第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合との比較。

[事例 1]

○市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合。

	納税義務者数 (人)	均等割を納める者		
		納税義務者数 (人)	税率 (円/年)	均等割額 (千円)
津市	71,650	59,302	2,500	148,255
久居市	18,367	15,141	2,000	30,282
河芸町	7,729	6,344	2,000	12,688
芸濃町	3,703	2,955	2,000	5,910
美里村	1,902	1,460	2,000	2,920
安濃町	5,122	3,992	2,000	7,984
香良洲町	2,379	1,846	2,000	3,692
一志町	6,597	5,284	2,000	10,568
白山町	6,330	5,130	2,000	10,260
美杉村	2,635	2,042	2,000	4,084
合計	126,414	103,496		(A) 236,643

[事例 2]

○地方税法第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合

	納税義務者数 (人)	均等割を納める者		
		納税義務者数 (人)	税率 (円/年)	均等割額 (千円)
津市	71,650	59,302	2,500	148,255
久居市	18,367	15,141	2,500	37,853
河芸町	7,729	6,344	2,500	15,860
芸濃町	3,703	2,955	2,500	7,388
美里村	1,902	1,460	2,500	3,650
安濃町	5,122	3,992	2,500	9,980
香良洲町	2,379	1,846	2,500	4,615
一志町	6,597	5,284	2,500	13,210
白山町	6,330	5,130	2,500	12,825
美杉村	2,635	2,042	2,500	5,105
合計	126,414	103,496		(B) 258,740

【影響額】 (B) - (A) = 22,097 千円

津地区合併協議会 参考資料

【法人市町村民税関係】

◎法人市町村民税の法人税割税額の試算 (平成14年度調定額により試算)

※「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合と、津市の例を適用した場合、及び「地方税法」第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合との比較。

[事例 1]

○市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合。

[単位:千円]

市町村名	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合計	
		法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額
津市	・資本金1億円以下・・・12.3/100 ・資本金1億円超・・・13.5/100	899	1,775,506	3,722	669,592	4,621	2,445,098
久居市	12.3/100	93	52,757	597	97,830	690	150,587
河芸町	〃	20	20,628	78	28,119	98	48,747
芸濃町	〃	16	15,676	62	40,776	78	56,452
美里村	〃	10	652	50	14,560	60	15,212
安濃町	〃	12	149,965	172	42,679	184	192,644
香良洲町	〃	5	2,387	22	4,474	27	6,861
一志町	〃	15	12,133	111	19,346	126	31,479
白山町	〃	13	5,326	168	8,012	181	13,338
美杉村	〃	4	1,011	37	4,146	41	5,157
合計		1,087	2,036,041	5,019	929,534	6,106	(A) 2,965,575

[事例 2]

○津市の例を適用した場合。

[単位:千円]

	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合計	
		法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額
津市	・資本金1億円以下・・・12.3/100 ・資本金1億円超・・・13.5/100	899	1,775,506	3,722	669,592	4,621	2,445,098
久居市	〃	93	57,904	597	97,830	690	155,734
河芸町	〃	20	22,640	78	28,119	98	50,759
芸濃町	〃	16	17,205	62	40,776	78	57,981
美里村	〃	10	716	50	14,560	60	15,276
安濃町	〃	12	164,596	172	42,679	184	207,275
香良洲町	〃	5	2,620	22	4,474	27	7,094
一志町	〃	15	13,317	111	19,346	126	32,663
白山町	〃	13	5,846	168	8,012	181	13,858
美杉村	〃	4	1,110	37	4,146	41	5,256
合計		1,087	2,061,459	5,019	929,534	6,106	(B) 2,990,993

[事例 3]

○地方税法第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合

[単位:千円]

市町村名	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合計	
		法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額
津市	12.3/100	899	1,617,683	3,722	669,592	4,621	2,287,275
久居市	〃	93	52,757	597	97,830	690	150,587
河芸町	〃	20	20,628	78	28,119	98	48,747
芸濃町	〃	16	15,676	62	40,776	78	56,452
美里村	〃	10	652	50	14,560	60	15,212
安濃町	〃	12	149,965	172	42,679	184	192,644
香良洲町	〃	5	2,387	22	4,474	27	6,861
一志町	〃	15	12,133	111	19,346	126	31,479
白山町	〃	13	5,326	168	8,012	181	13,338
美杉村	〃	4	1,011	37	4,146	41	5,157
合計		1,087	1,878,218	5,019	929,534	6,106	(C) 2,807,752

[影響額]

(B) - (A) = 25,418 千円/年

(C) - (A) = △ 157,823 千円/年

津地区合併協議会 参考資料

【入湯税関係】

◎入湯税の課税状況

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入湯客数(人)	課税額(千円)	入湯客数(人)	課税額(千円)	入湯客数(人)	課税額(千円)	入湯客数(人)	課税額(千円)
津市	—	—	—	—	—	—	—	—
久居市	413,093	61,964	401,352	60,203	384,280	57,642	375,135	56,270
河芸町	—	—	—	—	—	—	—	—
芸濃町	—	—	—	—	—	—	—	—
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	—	—	—	—	—	—	—	—
香良洲町	—	—	—	—	—	—	—	—
一志町	259,293	38,894	340,466	51,070	331,973	49,796	313,096	46,964
白山町	141,966	21,295	114,299	17,145	110,373	16,556	98,478	14,772
美杉村	131,200	19,680	126,487	18,974	121,393	18,209	122,263	18,339
合計	945,552	141,833	982,604	147,392	948,019	142,203	908,972	136,345

津地区合併協議会 参考資料

○地方税法（抜粋）

（個人の均等割の税率）

第310条

第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

（法人税割の税率）

第314条の6

法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第2項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

○市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

第10条

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。